

- (1 9) 【発行国】日本国特許庁 (J P)
(4 5) 【発行日】平成 2 8 年 5 月 3 0 日 (2 0 1 6 . 5 . 3 0)
(1 2) 【公報種別】意匠公報 (S)
(1 1) 【登録番号】意匠登録第 1 5 5 0 2 1 5 号 (D 1 5 5 0 2 1 5)
(2 4) 【登録日】平成 2 8 年 4 月 2 2 日 (2 0 1 6 . 4 . 2 2)
(5 4) 【意匠に係る物品】合成樹脂地

【部分意匠】

【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第 1 5 5 0 6 9 5 号 (D 1 5 5 0 6 9 5)

(5 2) 【意匠分類】 M 1 - 3 0

(5 1) 【国際意匠分類】 L o c (1 0) C 1 . 5 - 0 5 , 0 6

【Dターム】 M 1 - 3 0 A C

(2 1) 【出願番号】意願 2 0 1 5 - 8 3 9 5 (D 2 0 1 5 - 8 3 9 5)

(2 2) 【出願日】平成 2 7 年 4 月 1 4 日 (2 0 1 5 . 4 . 1 4)

(7 2) 【創作者】

【氏名】小野 智司

【住所又は居所】鹿児島県鹿児島市郡元一丁目 2 1 番 2 4 号 国立大学法人 鹿児島大学内

(7 2) 【創作者】

【氏名】木場 仁美

【住所又は居所】鹿児島県鹿児島市郡元一丁目 2 1 番 2 4 号 国立大学法人 鹿児島大学内

(7 3) 【意匠権者】

【識別番号】 5 0 4 2 5 8 5 2 7

【氏名又は名称】国立大学法人 鹿児島大学

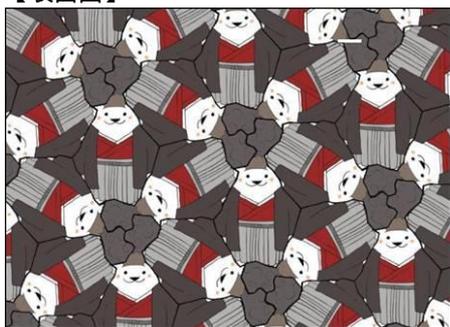
【住所又は居所】鹿児島県鹿児島市郡元一丁目 2 1 番 2 4 号

【審査官】榎本 光司

(5 5) 【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。この意匠は表面図において上下左右に連続する。図面中に表した部分の大きさは、縦 6 c m、横 9 c mである。

【図面】

【表面図】



【裏面図】



(5 6) 【参考文献】国際事務局意匠公報、11巻、(1 9 9 7 - 1 - 3 1)、6 3 6 0 頁、DM / 0 3 8 2 2 6、(特許庁意匠課公知資料番号 H H 1 0 0 1 1 1 3 7) 国際事務局意匠公報、11巻、(1 9 9 7 - 1 - 3

1)、6360頁、DM/038226、(特許庁意匠課公知資料番号HH10011141) 国際事務局意匠公報、No06/2007、(2007-7-31)、DM/068493、(特許庁意匠課公知資料番号HH19502383)